

第四十八回国会
衆議院
内閣
委員會議
録
第二十九号

(四四三)

昭和四十年四月八日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 荒船清十郎君

理事 佐々木義武君

理事 八国 貞義君

理事 村山 喜一君

理事 井原 岸高君

理事 池田 清志君

理事 高瀬 傳君

理事 野呂 恭一君

理事 湊 徹郎君

理事 中村 高一君

理事 受田 新吉君

出席國務大臣

大藏大臣 田中 角榮君

運輸大臣 松浦周太郎君

出席政府委員

大藏事務官 谷村 裕君

大藏事務官 佐々木庸一君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

運輸事務官 堀 武夫君

本日會議に付した案件

大藏省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

河本委員長 これより會議を開きます。

大藏省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。堀武夫君。

堀委員 大藏省設置法の一部改正に關しまして、私は、きょう二点ばかり問題点を指摘をし、それについて大臣の見解を伺っておきたいと思

います。

まず最初は、保険部設置についての問題であり

ますけれども、私ども大藏委員会で、生命保険、

損害保険等の問題について、これまでいろいろと

議論をしてまいりました。その中で、実は生命保

險の委員の構成の問題についてかつて私議論を

いたしました。その中で、いま生命保険の問題と

して一番重要なのは、保険審議会でも取り上げて

いただきましたけれども、契約の失効の問題であ

ります。この契約の失効の問題はどこにあるか

という、保険外務員の問題に關係がござい

ます。そこでこの外務員たちの組合の幹部が、実はこの

外務員制度の外務員側からの考え方についてい

ろと意見もその他持っておるわけであり

で、先般この保険審議会の委員の中に、あるいは

正規の委員として困難であるならば、専門委員と

して、あるいは解約、失効等の問題について、

これらの外務員を代表する者を入れてもらいたい

ということをお願いいたしておきました。その

後まだ依然としてこれらについての措置がとられ

ておらないようであります。そこで、これにつ

てのお考えを最初にお伺いしておきます。

○田中國務大臣 御承知のとおり、保険審議会に

は欠員がいま一名ございまして、外務員から一

人入れるかどうかということいま検討をしてお

ります。外務員から入れるという道を開くか、外

務員を参考人のようにして呼んで、外務員制度とい

うものをより中立的な立場で十分聞くか、ど

うかという問題は、考え方によってあるわけ

であります。でありますから、ど

うか、外務員の代表が入るとい

うことだけでは必ずしも問題

は解決するとい

う問題でもありません。ど

うか、しかも生保だけではなく、損保のほうをどう

するかどうかという問題もあ

りますので、現在検討して

おるとい

う段階でござ

います。

○堀委員 いまの問題は、生保と損保に關係が

あるというお話でありまして、損保については、外

務員の制度とい

うのはやや違

う形で、代理店制

度にな

ってあるわけ

でありますから、いま一番私

どもが保険の中

で重要な問題だと思

いますので、少

なくともこの機

関については、私は、外務員を代

表する者が単に参考人とい

うような形ではなく、

やはり彼らの立場から十分

意見

を述べ

るという

ことが、こ

う考

えてお

ります

ので、そ

の点はい

ま大臣の

御答弁は

ありま

した

が、その

方向で

ひとつ

御検討

を進め

ていた

だ

と思

す。
○堀委員 いま伺ひまして普通の火災保険八〇%くらいが約款どおりでありますから、まああと三カ月以内に一二%くらいで、これもおおむねそれほど取り立てて言うことはないかと思ひますし、傷害保険も同じようなことでありますが、やはり

いま伺つてみると、非常に問題があるというのが自動車賠償保険だと思ひます。一カ月以内が四四％で、三カ月以内が四八％、六カ月以内が五二・八％もあるという事は、やはりこれは日本の今後の自動車賠償保険というものは、大きなウェイトを占めることになってくるだろうと思ひますから、その点においては、これはやはりいまのAII等が進出してきたということによつてそれが促進されるなどということでは、私から見ますならばはなだ残念なことであつて、やはり私は大蔵省も事前にこういう調査をして、そういう進出がない前にやるべきではなかつたのか。ということとは、すでにいま私は国内の保険会社がそういう新しい制度に切りかえておるといふことがわからないのですから、一般に自動車を持つておる者の中には、いまのAIIは非常にいいというのが、一般の風潮となつて非常に広がつておるわけですから、私がいま話をしたのも、何も保険会社が言ふのじゃなくて、その加入者が、おれわれ医者同士の会合や何かのときに、何か自動車の話が出ると、ああ自動車の保険だつたらあれはいいぞということになれば、これはもうみな、ああそうか——医者さんというのはほとんど自動車を持つておるから、それじゃ次からそれにしようということになつて、非常に日本の損害保険はその意味で立ちおくれおるといふことを痛感をしていふので、やはりまず保険というものは支払いのところに一番問題があるといふことを十分ひとつ指導の上で明らかにしてやつていただきたいということを、特に要望いたしておきます。

その次に、生命保険のほうからちょっと触れていきたいと思いますけれども、生命保険会社の状態を調べてみますと、総資産は、この大蔵省が監修をしていらつしやる保険年鑑で申しませけれども、ちょっと指数のスタンダードがどこに置いてあるのかよく私わからないのでありますが、とりあえずここに生命保険会社の資産推移表という資料を見ますと、指数の上で総資産は五

八二五九という指数になっております。総資産のこの五八二五九というふえ方に対して、不動産は一〇八七四という数字でありますから、これは非常にざつとの話でありますけれども、総資産が五八％と考へてもよろしい、五八％ふえたというのに対して、不動産は一〇八％になつておる。要するにふえ方が、総資産のふえ方の倍の比率で生命保険会社の資産のうち不動産がふえておる、こういうことなんです。そこでこれについて、もちろん生命保険会社自体が、いま不動産、たとえば日本生命が日生劇場というような大きな不動産を建てるとか、第一生命が代々木や何か国電から見えるところに豪華なデラックスアパートを建てるとか、こういうものも確かに不動産がふえておる一つの理由にはなつておるのかと思ふのですが、もう一つの問題点は、営業用不動産が著しくふえておるのではないのかという感じがいたしてなりません。そこでひとつ過去の比率でもよろしいし、いまのそういう総資産の伸び率に対して、不動産といふのは、営業用不動産とそういう運用不動産といふのは、二つに分かれておると思ひますが、これを二つに分けて、倍率はどのようなのか、五八に対して一〇八というふえ方のこの中身をちょっとお答えいただきたいと思ひます。

○中嶋説明員 ただいまお尋ねの倍率でございますが、これは戦前に対します倍率ではない、戦後のある時期に対する倍率ではないかと考へますが、ちょっといま資料が見当たりませんので、あとで調べてお答え申し上げます、現在の数字で申し上げますと、三十九年三月末で申し上げますと、生命保険会社の所有不動産は、総資産の一〇・九％になつております。これは前年度に對しまして、一二・一％の増加に当たります。そこでこの不動産の伸びの問題でございますが、法規上は、生命保険会社、損害保険会社、ともに総資産の二割まで不動産を持つてよろしいという規定が実はあるわけでございます。しかしながら、二割という数字は、私どもも行政を担当しております立場から申しますと、現在の情勢で申しますと、少し大き過ぎるという感じがいたします。いわんや営業用不動産につきましては、確かにこれを二割も、それに近い数字を持つてはいけないという感じがいたしておりますので、昭和三十八年に通達をいたしまして、営業用不動産につきましては、総資産の一割以内に押えること、しかも増加率も一割以内におさめるといふことにいたしました。そういういたしますと、たとえば本社を建築いたしますというようなときには、一時的にふえるわけでございますけれども、その際には、それから数年の間にそのワケ内におさめるように、他のほうの不動産の取得を押えるように、そういう指導をいたしまして、おおむね適切な方針をとつてやつておるといふふうに、私どもは理解をいたしておる次第でございます。

なほ、損害保険のほうにつきましては、若干指導方針が違ひまして、これは自己資本に對しまして八割程度の不動産比率を持つようという指導をいたしておりまして、八割をこえるものにつきましては、ややきつ目の認可をとり、八割以内のものにつきましては、ややゆるやかな指導をいたしておる、かような情勢になつております。なほ、伸び率の比較につきましては、ただいま調べて申し上げます。

○堀委員 そこで、生命保険会社も金融機関でありますから、ある程度の店舗等が必要であることは私も認めるにやぶさかではありませぬけれども、大生命生命保険会社というのは、店舗を持つて営業をしておる形態になつていないのです。これは外務省が前線に出て勧誘をしておりまして、生命保険会社の店舗に対して被保険者が直接出向いていて、そこで保険加入等の処理をするといふことには大體なっていないわけでありまして、そこでそういう意味では、他の金融機関とその営業用不動産の性格がやや異なつておるといふ点を、これはひとつ前段として確認しておいたかなければならないと思ひます。それでは、どうしてその営業用不動産が他の金融機関に比して著しく多いのかといふと、これはやはりいまの募集の様態に關係があるわけですから、要するに、何十万という保険外務員が流動的に常に対流をしながら、入つてき出ていきながらその外務員が保有をされておるために、その外務員を雇はる一つの場所に集めて、あるいは教育をし、あるいはその報告を聞き、いろいろなことをするために、実は必要以上に保険会社の営業用不動産を膨大ならしめておる、これが一つの大きな理由だろうと私は思ふのです。そうなりますと、本来この不動産自体が、営業用不動産といふのは、これは経費のほうには入りませぬけれども、収益をもたらすものではないわけですから、生命保険会社の問題については、保険加入者に対してはきつ利回りを約束しようとするならば、まず営業用不動産といふものは、極度に切り詰められてしかるべきものではないか、こういうふうには私は考へるわけですね。それを極度に切り詰めておられるかといふと、実はあまり方における営業用不動産は、いずれも相当りつぱなものが増えておるといふのが、実は現状なんです。私は、過般来いまの失効、解約の問題が異常な状態にあるといふことにかんがみて、この問題について政府に検討を促し、現在保険審議会あるいは保険会社等でも検討が進められておるやうであります。しかし、この根底にあるのは、私はこの異常な多数の外務員制度というものが改善されない限り、この問題の解決にはならないのではないかと。この前も簡易保険の状態を調べてみましたところ、簡易保険のほうは、解約失効率が非常に少ないわけですね。そしてそれはどこに基

因するかといへば、やはり簡易保険は、郵政省の職員が安定した職務で、将来の見通しもあつて仕事をしておられますから、無理なことをすれば早晩自分たちにはね返つてくるわけでありまして、その点では非常に健全、確実な方法がとられておるにもかかわらず、生命保険のほうは、まだ依然としてその募集、勧誘等については、従前の姿のままが行なわれておる。それがひいては今日のこの営業用不動産の異常な様態に發展をしてきてい

く、それがひいては今日のこの営業用不動産の異常な様態に發展をしてきてい

る。ですから、この点は、私は解約、失効の問題は、保険外務員の問題につながり、これは営業用不動産につながる。これはひいてはあわせて被保険者の不利益をもたらしている非常に大きな問題点である、こういうふうな考えますが、これらについて、ひとつ今後の指導方針——私はかねてから申し上げておりますように、保険外務員というのは、少なくとも常勤職員として、将来その職場に長く勤務をして、自分も仕事を励み、またそれによって正当な報酬も得られ、労働条件あるいはその他の諸条件が完備された状態の中に置かない限り、この問題の解決はあり得ない、こう考えて問題を提起しておるわけでありますが、これについて、ひとつ大蔵省側の見解を伺っておきたいと思ひます。

○中嶋説明員 先ほどお話のございました数字でございますが、戦前の九十一一年の平均に對しまして、仰せのように、確かに総資産の伸びよりもはるかに不動産の伸びのほうが大きい数字になっております。これはほかの数字で申し上げますと、戦前昭和九年に、不動産は総資産の中で五・七%になっておりましたが、昭和三十七年度末でございますが、九・一%になっております。ただし、それはたとえ昭和二十五年に一六・一%であったのに比べますと、その後十数年の間にかなり比率が下がっておりまして、戦後の異常状態をだんだん解消しつつあるというように考えます。なお、営業用資産が総資産の一割以内でいいというだけでは、私も満足いたしておりません。今後数年あるいは十年以内にこれを逐次低下させまして、年々比率を下げてまいりたい、かように考えております。

なお、外務員の点につきましては、先ほど大臣からお答えがありましたように、継続率の問題を今後審議いたしますが、仰せのような線で指導してまいりたい、かように考えます。

○堀委員 いま建てたものは、これはつぶすわけにもいきませんから、これを有効に活用していただくことが望ましいわけでありますが、できるだ

け今後の新設等については、あまり永久性のものではなくて、将来のそういう外務員の変動等を見越した措置についても、指導を行なわれるように特に希望いたしておきたいと思ひます。

それからもう一つは、本社の建築の問題でありますけれども、建てるとなると、本社というのは実に巨大なビルが建つわけですね。それも大体都会のどまん中の——いま私、道を走っておりますと、通産省の付近に富国生命がたしかに本社を建築をしておるのではないかと思ひますが、相当大きな建築が行なわれつつあるわけでありまして、どうも昨日も、これは私事にわたりませんが、いなかからおじとおばが、何かめいの結婚式というので初めて東京に参りましたので、私ちよつと夜銀座周辺を自動車で見学して歩きました。あの大きな建物は何かと聞きますから、よく見ますと、ああ、あれは三菱銀行ですね。こっちは何ですか、ああ、これは協和銀行ですね。あれはあれは住友銀行ですというように、銀座の端から端まで走っておりますと、百貨店以外はみんな銀行なんですね。私はあまり銀座というところに出たことがないので、昨日京橋から新橋までの間をスローにおじとおばと銀座見学をさせながら見て、これはたいへんなことになっておるものだな、こういう感じがいたしました。これは大蔵委員会ではしばしば議論になるところでありますけれども、いや全くなぜ大銀行があれば銀座の目抜き通りに集中して店舗をかまへなければならぬのか。もう一つは、同じ銀行が千メートルくらいのところにあるんですね。それはおばが指摘したのでありますが、ここは何銀行ですといふ説明して、向こうへ行きまして、左は何銀行ですか、あれは何銀行です、いまあつたじやないかというわけで、全く距離から見ても、あんなに近距離にあんなに大きな銀行が必要なかなと疑問に感ずる点もあるわけでありまして、これは銀行のことで、生命保険は銀座のどまん中にそんなにたくさんあるわけではありませんが、これはしかし、やはり私は大蔵省の指導方針として、生命保険会社

についても、損害保険についてもそうでありましてけれども、ともかく金融機関というものはもう表通りには原則としてつくらない、できるだけ地価の安い、そういうところに少し入るような指導を、これは大臣、私はしてもいいのではないかと思ひます。現在あるものについても、必要があれば転用をして、ほかの、そういうところにあるほうが望ましい業種もあると思ひます。そういう業種に転用するなりして、もう少し私はこれらの——店舗行政として広げることはいいですが、場所等の使用等、それからその建物の構造等々については、やや私は過大、そして目抜き中心街という点については、これは多少配慮があつていいのではないかと思ひますが、大臣、いかがでしょう。

○田中事務大臣 大体基本的な考え方は、あなたと同じ考え方でありまして。私も大蔵省へ参りましたから、とにかく目抜き通りの一番地価の高いところから金融機関だということ、その町の発展の上から見ても好ましくない。でありますから、店舗行政等に対しては小型店舗、またビルをつくつたならばビルの一階のかどということよりも、何階の何号室でいいじやないかということをもつておりました、四十年度の店舗の配分につきましては、非常に小型なものをつくさん計したというところでありまして、相当方向としては変わつておるといふことであります。いままでなぜ目抜き通りに金融機関が蟻集したかといひますと、結局一番土地の高いところに一番りっぱな建物があるといふことは、それだけ信用がある、こういう——内容がよければだれでも認めるんです、どうも日本人の考え方、一番いいところに一番りっぱな建物をつくつておいて、一番大きな銀行をつくつておけば預金者が非常に多い、こういう長い歴史的な事情が今日になつておるわけでありまして、この間外国へ行く人がありましたから——私はアメリカは知つておる。アメリカはもうさすがに銀行はでかいものをつくつております。ところが、ヨーロッパをよく見てくるようにというところで頼みましたら、町かどは銀行とか保

険会社だけのものというのは日本だけだと思つておつたら、イギリスもやはり、ちょうど四かどを見ると、四かどが三つは銀行だ、銀行が町かどに建つというところは世界的風潮ですか、こういう答弁を私はもらつて、そして、まあどの国でもむだをしておるものだな、こういう感じでありました。いま店舗行政で一番集約的に見るところは、新宿の西口であります。困つておるんですが、全部あそこへ店舗を設けたい、こういうことになつておるわけですね。銀行が建つようなところには新しい町ができるのであつて、少しそういう先覚者、パイオニア式の店舗の位置を見つけるように、こういうことを言つております。だんだんとよくなりつつあるということ、ひとつ御了解いただきたいと思ひます。安田生命も、御承知のとおり新宿へ出ました。第一生命は今度山の中へ行こう、こういう企画もあるようであります。でありますから、だんだんと、特に金融機関などは一階で、二階、三階の空間を使つておらない、夜は電気を消す、いろいろな問題がありますが、そういう意味で、とにかく店舗行政に対しては、相当転換しつつあるということで御了解いただきたいと思ひます。

○堀委員 しかし、いまの店舗行政はもうちょっと私は大蔵省はしつかりやつてもらつていいのではないかと思ひますから、この点はひとつ特に要望いたしておきます。

その次に、実は先般山陽特殊製鋼が倒産をいたしました。私も調査に参りました。そこで調査に参りましたところが、実は保険会社からの借り入れ金が巨額にのぼつておるというところがわかりました。私のほうから申しますよりも、政府のほうからこの山陽特殊製鋼の保険会社からの借り入れ金とその借り入れ先の金額等について、ちょっとお答えをいただきたいと思ひます。

○中嶋説明員 山陽特殊製鋼に対します生命保険会社の貸し付け金を申し上げます。総体で四十三億七千五百万円ばかりでございます。

生命保険会社が持っております有価証券の価格は、どういう価格になっておるのかちょっとわかりませんが、三千百七十九億一千七百万円という

のが三十八年度における生命保険会社が持つておる有価証券の額であります。これは最近の御承知のような市場で、かなり大幅な値下がり起しておるのではないかと、こういうふうな思ふのですが、現在における評価損というものは、生命保険会社全体について三千七百九十九億というものは三十八年でありまして、最近よりはさらに株価水準が高かつた時期のことでありまして、どういふ評価損の状態になつておるのか。

○中嶋説明員 三十八年度の株式保有の数字は、仰せのとおりでございます。これは昨年度末株価が低迷いたしてございまして、六十億程度の評価損を出しました。これは実は三十八年度でありまして、三十九年度につきましては、この三日末日で締め切つたわけでございますが、三月末日の株価の平均額があまりよくなかつたために、三十九年度につきまして、大体三十八年度末と同じ程度の評価損が出たのではないかと、いふふうに考へております。これはしかし、生命保険会社の経理の問題といひますと、仕入れた金額ははるかに安いものもあるわけでありまして、それを売却して売却益を出して相殺すれば、評価損は埋めることは経理上はできるわけでありまして、しかし、それは現在の株式市場その他の情勢から申しまして、はたしてそういうことをすることが妥当であるかどうかということもありますので、あえて評価損を出しておるということでありまして、これに見合う金額は、八十六条準備金でありますとか、あるいは一般的にいへば株価の含みがまだ相当ございまして、それで保険会社が不健全だということにはならないだらう、かように考へております。

○堀委員 そこで私が指摘をしたいのは、いまのお話のように、評価損が出て、売却益を上げればこれは実質的な損ではないだらうと思ひますし、また持つておればいつかはまた上がるという時期もありまして、この問題を短期的に見る意思はありませんけれども、かなりフラクチュエーションの強いそういう証券に九〇%のウェー

トがかかつて、いま私どもが声を大にしておる公社債市場の育成という面で、その社債はわずかに二・六%という構成比は、生命保険会社の金融機関としての姿としてはややいかにがなものであるうかという感じがいたしてなりません。片や都市銀行は、巨大な外部負債をかかえておりながら、実は政府保証債その他についても相当強い割り当てをして、これを少し中身をこまかく調べてみますと、都市銀行はいま預貸率は一〇八%くらいになつておるわけでありまして、社債や金融債は多少異なりますが、政保債等をもし持たないとするならば、実はこの預貸率はやや変わつてくるという段階になつておるわけですね。ですから、私は何も都市銀行の肩を持つわけではありませんが、金融機関全体として、これらの公社債の保有のあり方については、もう少し政府は高い立場からの指導が必要なのではないのか、こう考へますが、大臣いかがでございますか。

○田中事務大臣 株式の保有が非常に多い、これは戦後の機関投資家として今日の産業を育ててくるといふ一つの過程における状態でございます。評価損が六十億程度出ておりますということですが、しかし、含みが二千億以上もある、こういうことではありますので、問題はない、こう思ひます。しかし、公社債の持ち分が非常に少ないということは、これは端的に申し上げますと、保険会社は公社債を担保にして日銀から金を借りるというふうなことがなかつたので、いままで公社債を持つより株式が有利だ、こういう考え方が主になつておつたのです。ところが、これからのことを考へますと、現在のような低比率でよいというのではありません。ありませんから、私は個人的には相互銀行、信用金庫等の公社債の持ち率を上げてきております。現在三%を六%、七%、一〇%、ですからある時期には、生命保険や損害保険の剰余金というものの対しても、一〇%程度くらいまでは早急に上げていきたいという考え方を持つておるわけでありまして、まあ安定的な投資というところで、いままでは機関投資家としての生命

保険会社の役割も大きかつたし、いろいろございまして、公社債市場の育成という意味から考へて、保険会社はそういうものを持つべきであるという考え方でございます。これから株式市場の問題もありますので、十分状況を見ながら、保険会社の公社債の持ち比率というものは、行政指導としてだんだんと上げていくという方向で検討してまいりたいと思ひます。

○堀委員 生命保険会社のほうが実は残高が多いから、このほうだけを例にとりましたが、損害保険は、公社債はわずかに一・五%でございますから、この点については、ひとつ——これまでは、どうも金融行政全般を見ておりまして、銀行局の中に銀行課もある、それから中小金融課ですか、それから保険の二課、二課、こう分かれておるためにあるのかもわかりませんが、そういう意味では、総合的な金融政策という点にアンバランスが多少あつたのではないかと、いふ感じがいたします。から、ひとつその点は、特に金融の問題というのはかなり流動的なものでありますから、その段階、時期に応じて適切な方針を早目に立てていただかなければ、私はこの問題の解決がされにくいのではないかと、いふふうに考へますので、特にひとつ保険会社の資産の運用のあり方等についても、私は、新たな段階に応じて考へていただきたいというふうに感じます。

それからいまの問題に関連をいたしまして、保険業法には、被保険者、契約者保護に関する規定はありますが、この保険業法がやはり非常に古い法律でありますために、資産運用についての社会的責任の問題が、実は全然触れられていないわけですね。いまの金融諸立法のいづれも、契約者保護、預金者保護という点ではきつめて厳格になつておりますが、今日これらの金融機関が日本経済の中に占める役割は、やはりそういう社会的責任というものをかなり大きく考へなければならぬ段階にきておるのではないかと、生命保険については、先ほどの中嶋調査官のお答えのように、最近住宅公団等に対する融資等もかなり大幅

になつてまいりましたことは、私も非常にけつこうだと思ふのでありますけれども、大体生命保険といふものの性格は、世代を越えてつながらる性格だと思ふわけですね。世代を越えてつながらるということは、要するに私がかけております生命保険金というものは、私が使うためにかけられるのではなくて、私の次の世代が、私が何か事故が起きたときに受け取っていくわけでありまして、本来的には世代を越えた用途に非常に比重がかつておる。そうなりますと、私は、このような意味では、さらに公共的な面にこれらの資産が運用される。生命保険というふうなものは、損害保険もそうでありまして、公共性の問題とにらみ合わせ、やはり現在、将来的には銀行法その他を含めて金融関係諸立法は当面全部洗い替えをして、新たな角度から書き直す段階にきておると思ひます。しかし、それは急にはまいりませんから、それまではひとつ行政指導の方針として、いま申し上げた公共的な面に対する投融資のあり方という点は、さらに一歩前進をさせていかなければならないのか、いふふうに考へますけれども、大臣いかがですか。

○田中事務大臣 大体そのとおりです。いままで保険にはいろいろな問題がございまして、育ててくるといふ過程でありましたから、なかなか手きびしい行政指導もできなかったという面もあるわけでありまして、まず、剰余金はできるだけ契約者に還元をする。ところが、一人に還元をするとしても、年間百円とか百五十円とか非常に細かいものでありますから、合わせれば七億、八億、千億という金になるわけでありまして、これをどうと公共的に使えないかという問題がございまして、そして契約者の利益を守るといふためには、毎年毎年度配当していくということよりも、何か最終的に特別なことをするということでもつてそういう責任をまかなえないかというふうな、まだまだ研究すべき問題がたくさんあります。いまの山陽特殊製鋼の問題のようにして、戦後は多少貸し付けをやることによって保険も加入してもらう、

また同時に金を貸せることによって人もとつてもらうというふうな、ある意味の保険会社の立場からの妙味もあつたでしょう。ところが今日のようになると、企業が大きくなり、動かす資金が非常に大きくなるために、金融機関からは代表が行つても、生命保険会社はおつき合ひにやる、そのかわりに内容も測られないで開りつけた額をそのまま負担する、こういう状態。それから株式にウェイトを置いて投資をしてゐる。それから不動産に對しても、利益が非常にあつたので過重な投資を行なう。いろいろ保険の内部には問題があります。私は、必ずしもいまの住宅公団に對する貸し付けも、貸し付けということがいいのか、住宅公団債というものを一括引き受けるということがいいのか、こういう問題ももつと突つ込んで検討しなければならぬわけでありまゝ。それから先ほどあなたが指摘された収益を生まない不動産というものに對しては、もちろん制約をしていくべきであります。今度新しく保険会社が住宅をつくる、分譲住宅をやるとか、庶民住宅をやるとか、それから病院、医療施設というものに投資をする。保険に非常に密接な関係があるわけでありまゝ。そういう新しいものがたくさん出ておりますので、保険そのものの全体を新しい角度から洗つてみるということは、必要であります。いますぐできるものではないかもしれませんが、こういう根本的な考え方ではあるまいか、同時に、保険といへども自由化にいつでも対応できるように状態にしなければならぬという一つの大きな目標がございます。そういうことを十分考えながら、いまの保険業法でいんだという考え方ではございません。あらゆる角度から検討してまいりますから、その過程においては、十分の目標を立てながら行政指導をいたしてまいらうという考えであります。

人員は拡張しないかもしれませんが、前進をさせようというのかわかりません。そこで私は、これはいつをめぐらして聞いてわけにはいきませんから聞きませんが、まずその法律をつくる前段のいろいろな問題点を整理し、そうして検討を進めることは、これはもう早急にひとつかかつていただいて、私がこれまで委員会でも指摘してまいりました例の失効解約率の問題から発展するところの募集面の問題も重要でございますが、あわせて資産運用の社会的責任ということも非常に重大な問題でありますので、これらを含めてさらにひとつ検討を進めていただきたいということを要望いたしておきます。

これで一応生命保険、損害保険等の質問を終わります。次は大蔵省の定員が今度増加をするようでありまゝ。その増加の様子は、税関職員を増加と国税職員を増加のようでありまゝ。税関職員の増加については、税関というものの性格が、月末に非常に事務が集中するという、これはいろいろと指導をしても、商売の関係でありますから、おそらくやむを得ない実情があると思ひます。そのために、各税関は非常に人員不足で、税関職員はやや過重な労働条件に置かれておるといふうに感じますから、この点における税関職員がふえることは、労働条件を適正化するということだと思ひます。労働条件を適正化するということで行つて視察して感じますが、実は私も税関ではないところでは、昔どおりの仕事をしておるのではないといふ感じがしてなりません。現在民間の会社はいろいろと事務用機械等を援用し、かなり合理化を進めて、それによって人件費をできるだけ節約しようという方向にあるにもかかわらず、私が視察をいたしますのは横浜とか神戸とか、日本の主要な税関であります。ここらにおいて、そういう意味の合理化というものが、どうもきわめて不十分な状態にあるという感じがしてならないのであります。これについて、関税局長のほうでは、たしてそういう事務の合理化その他について積極的な措置がとられておるかどう

あるし、日本の貿易量がだんだんとふえていくのに、人間だけふやしていかうということ、これはどうも将来なかなか問題があるのではないと思ひます。そこらについては、労働組合との話し合ひも十分していただければいいやうであります。私に言わせると、どうも管理者側が、十分自信を持って労働組合の人のためになるんだということをお説得できるだけの準備や、努力や、誠意に欠けておるのではないかと感じます。それから、本来それは労働者のためでもあるわけですから、そういう意味では、労働条件の改善のためにも、ひとつ十分な話し合ひをし、誠意を尽くしてやると同時に、機械化をすることによって、今後飛躍的に増大するであろうところの貿易事務の処理を円滑にしたいと思ひます。

か、予算的にはどういう処置をこれまでとつておるのか、ちょっとお伺いしておきたい。

○佐々木政府委員 税関の事務が飛躍的にふえますのに對処しまして、合理化をどうやっていくかという問題は、私どもの常に心がくべき第一の問題点だと考える次第でございます。実は、いままでもいろいろの試みがなされております。たとえば計算管理センターでございますとか、文書の進行政管理制度の採用でございますとか、いろいろのことをやっております。関税局自体も、御承知の貿易統計、通関統計等をつくりましたために、電子計算機を採用してゐるわけでございます。しかしながら、企業のいろいろと進んだ機械化、合理化の程度と比べますと、私どものやるべきことは非常に多いと思つておるところでございます。ただ一つ、いままでのところ進行いたしませんでしたのは御承知のとおりでございますけれども、これには組合運動の非常な抵抗というものがまたあつたわけでございます。堀先生から機械化をなぜやらないかというお話を私も承りまして、非常に感激されたと思ひます。若干感想があるわけでございますけれども、私も確かに人をふやすだけではとても足りません。いまのところ、いろいろ機械化の研究を進めておるところでございますが、何しろ御承知のように機械の進歩は非常に早いものでございます。そしてまた非常に早い上、日本の企業が非常に背伸びをしてやっておるところでございますので、どの機械を使いますか、いろいろ問題がございますけれども、なお慎重に検討させていただいておる段階でございます。

それから最後に、実はこの三月の下旬に私大蔵委員会から税務署の申告状態の調査のため世田谷税務署に参りました。そこで、世田谷税務署で聞いたところでは、定員があるにもかかわらず、定員が不足しておるといふ状態がわかりました。なぜ定員が不足しておるんだということを聞いてみますと、いま税のほうは、税務職員を採ると、すぐそれが税務職員として間に合わないのと、一年間何か税務大学というところに入れて講習を受けさせておる。そこで定員としては、おそらく総ワケで税務職員は一ぱいになっておる。しかし、千二百人余り税務大学に行つておるのは、実際には税務職員ではないわけですから、これは研修機関の中に入つておるわけで、税務職員の定員は、そのためにこれまで千二百人は常に定員減の状態である三月の確定申告の処理をしてきたという経緯が、実は明らかになつたわけでありまゝ。そこで世田谷の税務署に行つてみました感じでは、大体確定申告の時期に、あの税務署で、早い時期、十日前後で日に三千人から四千人、少し先になりまして最後の確定申告の日には、一万一人があの世田谷税務署に申告に来た、こういうことなのであります。ここらについては、私は、税務行政上もう少し指導の方針があるうかと

○堀委員 労働組合が反対をしておるといふ話ですが、私はその問題について労働組合と話をしたわけではございませんが、私の心得心がいけないのは、実は税関職員というものは非常に労働過重になつておるから、機械で置きかえられれば労働条件が少し改善されるのであつて、私はその点どういふことになつておるかかわかりませんが、少なくとも文明の進歩につれて考えられるべきことで

あるし、日本の貿易量がだんだんとふえていくのに、人間だけふやしていかうということ、これはどうも将来なかなか問題があるのではないと思ひます。そこらについては、労働組合との話し合ひも十分していただければいいやうであります。私に言わせると、どうも管理者側が、十分自信を持って労働組合の人のためになるんだということをお説得できるだけの準備や、努力や、誠意に欠けておるのではないかと感じます。それから、本来それは労働者のためでもあるわけですから、そういう意味では、労働条件の改善のためにも、ひとつ十分な話し合ひをし、誠意を尽くしてやると同時に、機械化をすることによって、今後飛躍的に増大するであろうところの貿易事務の処理を円滑にしたいと思ひます。

思うのです。ということは、いまの税の申告なり決定の状況に少し問題があつて、できるだけたくさん人が込んでおるときに行くと、税務署のほうもまあまあいいや、はい次、はい次というところで済むけれども、早目に行くと、念入りに調べられて、これはだめですよ、あれはだめですよと言われて、税金が高くなるということが、私はこの問題の中にぜひ介入をしておると思う。しかし、それにしてもいまの定員がありながら定員がその仕事に従事をしていないというのは、これは私はまことに制度上問題があると思う。このネコの手も借りたい、最も税務署の忙しい三月の確定申告時期に、税務大学の連中というのがまだ千二百人研修中で少しも役に立っておらぬなどということは、これはひとつ問題があるかと思ひます。そこで、私は、そのときに国税庁の長官にも申しておきましたが、何とかひとつ税務大学の講習生といえども、二月の中旬くらいに一ぺん配置をして、それは自分が直接しなくても、手伝いをするにやうなもので、現場の研修をさせて、もう一ぺんあと少し学校でやったほうが、税務職員として有効な措置ができるのではないかと、こういう感じがいたしましたので、その問題について提起をいたしました。しかし考えてみると、その大蔵省の定員のあり方がやや問題ではないか。大蔵省の国税庁職員としての定員というのは、現場で働いておるものの数が定員になるということではない、私は、そういう意味での定員という問題は少し問題があるのではないかと。ですから、研修中の者が、今度は何か二百名増員になって、その千二百人のうち二百人はとりあえず定員として見ようということになったようですから、それだけ千人研修しておると同じ効果になるのだからと思うのでありますが、私は、この問題については、ひとつ納税者の便宜をはかるためにも、それから国税職員が年度末に過重な労働条件で追いつまらるることを防ぐためにも、いまの研修中の者を除いて大蔵省の国税庁職員については定員を考へるということが、常識的に考へてもいいことではない

のか、こういうふうに思ひますが、これについて、ひとつ大臣の見解をお聞かせ願ひたい。

○田中大臣 話はよくわかりますが、定員とは何ぞや、こういうことをひとつ考へてみますと、実際に働く者を定員としなければならぬという議論もござりますが、しかし、税に關する定員は何人である、その中で千二百人は、毎年新しい連中が入つてまいつても税務大学にくぎづけになつておるということではあります、この定員問題は、防衛庁の中にも、学校に入つておる者も防衛庁の定員の中に入つておる、こういう問題もござります。また、通信講習所へ行つておつても、やはり定員には入つておる、こういうことですから、私は、必ずしも定員の定義というものを、税務大学に在籍する者を除かなければならないというふうには考へません。考へませんが、三月の十五日の確定申告の日に、もう一カ月もすれば――普通の大学だったら、もう一年といふときには、二カ月前くらいから休んでおるのだから、もう十分使えるものを確定申告に動員したらいいじやないかといふことは、これは運用上の問題でありますから、こういう問題は検討できると思ひます。ただ、定員はいずれにしても、税務大学に在籍する研修中の一年間を含めた人々を全部定員と、こういうことにいたしておるわけでありま。この三月十五日を三月の二十日に延ばしたらどうかとか、いろいろ検討してみましたが、さつきあなたがいみじくも言われたとおり、三月二十日に延ばしても、二十日の日にどつと来るのです。これは納める者の本能的な考へ方でございます、こういうものは国民にPRして、こういう時間においでになれば、お待ちをしくとも十分ごめんどうを見ます、こういうことを周知徹底さすべきであります。もう一つは、ひまなときは克明に見る。克明にも限度があるのであつて、相手の立場というものを十分考へて、税務行政が円滑に行なわれるという行政面での指導が必要だ。まあ円満にできるように努力をいたします。

○堀委員 最後に、いまのお話でいいのですが、定員の問題というのは、私、ちょっと検討を要する問題だと思ふのです。だから、国税庁として必要な定員というのは、一体実員として幾ら要するのかといふこと、それも一つの国税庁の定員なんですね。もう一つは、国税庁という名前の役所がワクとして持つものも、定員だと思ひます。だから、定員の定義の中には、私は二つの要素を含んでおると思ふのです。ですから、やはりこの点は、いまの国税庁の定員から税務大学講習者を除いたものが当面ちやうどいいということであるならば、これは何をか言はんやであります、しかし、現場で見ますと、ちやうどいいなんといふことになつていないのです。いま世田谷の税務署を一例にとりましたが、あの職員で一万人をどうやってさばくのかと思つて、実は私は確定申告の最後の日に行きかけたのですけれども、委員会では質疑をしておりましたのです行けなかつたのですが、まあ問題があるのであります、ひとつこの点は、税務職員の労働過重の問題がありま。すので、少し前向きな検討を進めていただきたいと考へます。大臣どうぞひとつ。

○田中大臣 そういふ問題に対しては、十分検討してまいります。そういう考へ方でも今度少しふやしていただく、こういうことをお願いしたわけでありま。これはやむにやまれずという最小限度のことをお願いしたわけですから、これはたくさんやつても、非常にむずかしい仕事をするのであつて、そうだけれどもいいというふうには採れるものでありません。非常に厳密な教育をしなければならぬといふので、全く限度ぎりぎりといふことで増員をお願いしておるわけでありま。その結果は、あなたが言うような前向きな対策でございますので、どうぞひとつ御審議をお願いいたします。

○堀委員 それで、ちやつとさっきの大臣の答弁の中に、私、納得できないことが一つありましたが、防衛庁の職員を例に出されましたけれども、防衛庁の職員なんていうものは、国民のその日の

生活に何ら關係がないのです。だから、そんなのは別ワクと一緒にしたつて全然かまいませんから、その点はひとつはつきりしていただいて、国民生活に直接に關係ある定員については、もっと前向きに検討するといふことでお願いをいたしたいと思ひますから、ひとつよろしくお願いいたします。終わります。

○河本委員長 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。田口誠治君。

○田口(誠)委員 運輸省設置法の改正について、相当多く質問があるのですけれども、いろいろ考へました結果、能率的に質問をし、答弁をいたしたいと思ひますから、そういう考へ方でひとつ臨んでいただきたいと思ひます。

それで、まず第一の質問については、自動車行政の關係について質問を申し上げたいと思ふのです。それで、この問題につきましては、自動車行政關係の要員が非常に不足をしておるということと、特に大都市の果の陸運事務所の要員が不足で、労働過重になつておる。したがつて、行政のサービスができない、質的に低下をしておる、こういう憂ひがござりますので、その点について御質問を申し上げます。

自動車局長は十分御存じだと思ひますが、自動車局が最近非常に多くなりまして、ちやうど私の手元にある資料でいきますと、昭和二十六年の三月現在では自動車数が四十一万四千両であつたものが、昭和三十三年の三月末では五百九十三万七千二百七十三両といふ、こういう増大の傾向を示しておるわけなんです。したがつて、昭和二十六年三月から三十九年三月までに、自動車の数が十四倍にもふくれ上つておるといふことが実態であるわけなんです。したがつて、これに伴うところの自動車行政全般にわたる行政の要員が、量的にも質的にも驚くほど少ないといふこと

でございます。自動車が多くなれば、当然自動車行政全般にわたるところの需要量、あるいは質的にも相当多く増大しておりますけれども、定員はそんなに多くふえておらないという、こういう結果になっておるわけでございます。数字的に申し上げますれば、昭和二十六年の定員は、これは陸運事務所関係のほうであります、千六百十一名でございますが、三十九年の定員は千六百九十八名、十三年間にわずかに八十七名の定員増しか認められておらない。先ほど申しましたように、自動車の台数は十四倍にふくれ上がっている。ところが、それに伴う事務量ははるかに多くなっているにもかかわらず、わずか八十七名しか定員増がいたしておらないということ、パーセンテージでいきますと、五割くらいの定員増になっておる。したがって、こういうことから、自動車の激増とそれに伴うところの行政全般にわたる事務量の多いということと、定員が増加されないというアンバランスの関係から、非常に支障を来しておるわけですが、この点につきましては、局長のほうでどのように把握されておられるのか、まずそれから伺いをいたしたいと思います。

○坪井政府委員 自動車の激増に對しまして、要員関係あるいは施設関係が非常に不足しておるといふ御指摘でございますが、この点につきましては、われわれも従来から十分認めておまして、これの改善につきましても格段の努力を払っておるわけでありまして。特に要員関係につきましては、毎年最も重点事項として予算要求をしておるわけでございますが、従来は一般会計の枠内で操作いたしましたので、大きな制約がございました。そのために、要員関係が非常に押え押えになってきていたということでございます。昨年からは、御承知のように、自動車検査登録特別会計が設置されました。これは施設の強化、拡充、あるいは行政事務のサービスの改善ということをはかる目的でつくったわけでございますが、その制度によりまして、今後抜本的な対策を講じていきたい、そう思っております。

○田口(誠)委員 そこで、私は時間を節約してこゝを短く申し上げますが、ただいまも答弁のありましたように、業務量と要員のアンバランスによつて非常に憂うべき事態が各所においてお出し出されておるといふこと、したがって、特に大都市の陸運事務所の関係なんかを見ますと、これは常識で考えられない状態にある。私実際の証拠をもつてお示しをしなければならぬとこないと思ひますので申し上げますが、三月の初めに九時ジャストで窓口を並んで、これは大阪の陸運事務所の関係ですが、それぞれ検査の受付をしてもう人が約百名ほど並んでおる。一つの窓口は百名ほど並んでおった人たちが、その日のうちに仕事が終わらなかつた、こういう人があるわけなんです。これは重要なことから写真や運輸大臣に見ていただきたいと思ひますが、これは全くその事実を調査をした結果が、ただいま申し上げたようなわけなんです。したがって、そういうような結果から、私は特にこれは憂慮にたえない。こういうような自動車に対するところのもろもろの事務を行なうということになりますと、相当定員を増加させて、そして窓口もふやし、実際に自動車を持つておる人たちのサービスに寄与しなければならぬと思ひます。が、今日の場合には、全くそれができないということなんです。これはただいまの答弁にも、その点はわかつておられるけれども、定員を増加するという点が非常にむずかしいという点を指摘されたもので、この点につきましては、大蔵省の定員規制に對し、あるいは行管等にも私のほうから具申をしまして、そして必要な人数はそろえてもらふようにしておかなければならぬと思ひます。その点につきましても強い要望を申し上げておくわけなんです。

そこで、これは実際に運輸省として把握しておられるのか、把握しておられないものか、その点はおわかりませんけれども、現在のところは、どうしても自動車の登録事務とか、あるいは車検とか、こういう関係が現在の定員ではできないということから、特に大都市の陸運事務所におきましては、あらゆる自動車会社、いすゞとかトヨタとか、こういう自動車会社から事務員を派遣をして、そうしてその窓口にあつて、陸運事務所の職員と同じように仕事をやっておるわけなんです。しかもこの自動車登録事務というような問題は、これは運輸省の職員以外の、臨時雇いでもない、ただ自動車の販売店から出向しておる責任のない者にそういう仕事をさせるというようなことは、これは行政としては絶対に認められないものだと思ひます。そういう点について把握されておるかおらないかということ、まず伺ひたいしたいと思います。

○坪井政府委員 ただいま定員の話が出まして、今年度は二百十二名要求しまして、百五名の査定をいただきました。これにつきましては、特に東名大という大きな局に重点的に配分をいたしました。しかし、なお御指摘のように非常に手不足であるということについては、われわれも認めますので、今後さらに本年度につきましても、ただいま御指摘のような部外協力の実態等も十分調査しまして、あるべき要員というものをわれわれとしては考えました上で、特別会計を運用しまして万全を期していきたい、そう考えております。

○田口(誠)委員 そういうお考え方はあります。が、いま私が質問申し上げましたのは、非常に定員不足で事業が消化できないということから、それぞれの自動車の販売店からディーラーで、それらの人たちが窓口におりまして、そうして自社から購入した自動車の登録事務、また検査証の交付事務をやっておるわけなんです。登録証というものは、これを見せなければならぬということになりますと、お金を出さなければならぬということになります。そういう重要な仕事を、陸運事務所の職員でない、全然臨時雇いでもない人が窓口を占領して、そうしてそれは一日も行なつておるといふようなことは、それは一日も認められないと思ひます。この点につきましても、私がハッパをかけるというようにお思ひになつておるといけませんので、これも三月の初めに現地

へ行つて、その職場の写真をとつてきてあるわけでございますので、これもひとつ見ておいていただいて、こういうようなことが一日も許されるものか許されぬものかということ、まず答弁で明確にしたい。また、部外協力の点につきましては、われわれとしては、たとえば申請書を出す場合に、いろいろ書き込みをしていただくというやうな意味合いで、ある程度部外者の協力を得ているということ、最後の最終責任はやはり登録官なり検査官なり、そういう責任者が当たつておるというふうな信じておるわけでございます。

○田口(誠)委員 それは陸運事務所がそういうことになると、必然的にその自動車の販売店との情実からなつて、厳正なところの事業が行なえないということに人間としてはなると思ひます。そして、特にただいま申しましたやうに、登録事務の問題なんかは、これは厳正にやっていたらなくてはなりませんけれども、その厳正にやらなければならぬ事務を——交付する場合に、これを他の自動車販売店からディーラーが来て、そうして事務を行なつておるといふようなことは、これは私はゆゆしい問題であると思ひます。おそろしくこういうことがあることにおいて、私、ちょっと明確に調べは済んでおりませんが、私も、トヨタでございますが、どこかの自動車に五センチ大き過ぎて、これは小型扱いにはできぬ、中型扱いにするんだ、こういう問題で、いろいろと政治的に運動をされて、陸運事務所によつてはそれを小型扱いにするように目をつつつておるといふ事実もあるわけなんです。これは専門家だから、どこか自動車はどうだということなことはおそろしく十分知つておられると思ひます。が、いまのように、そうした販売店や自動車の製造会社のほうから応援をもらつて、しかも応援をもらつて事務が、当然これは責任ある陸運事務所の職員でなければならぬものを、他のほうから応援をもらつて事務処理をしてもらつておるといふようなことは、もうあすからで

も解消してもらわなくてはならないと思うのです。ただいま私が申し上げましたようなことは、全然知っておられませんか。

○坪井政府委員 そういふ、ただいま御指摘のようないふ事実はないと、われわれは信じておるわけでありませう。

○田口(誠)委員 ここで質疑応答をいたしますと、ないと思われていると言われるから、実際に名前まで出せと言われれば出しますが、何月何日にこの事務所に行ったらこういう仕事をやっている、毎日やっているから、何か証拠がなかったら、ただいまのような答弁で終わるのだから、私は証拠を突きつけてその答弁を求めているのであって、そういうことはないと思ふということはない、これはそもそも定員の問題等について熱意がないと思ふのです。私は別にハッパをかけて言っているのではないに、事実に基づいて、正常な自動車行政を行なうには、もう少し第一線に働いている地方の陸運事務所の職員をふやしてやらなければならぬ、窓口が足らなければ窓口をふやしてもらわなければならぬ、こういうことから質問を申し上げているのです。だから、ないと思ふと言われましてけれども、私は証拠を突きつけて、あるということなんですから、あるとするならば、将来どうするかということについて、ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。これは大臣に伺いたい。

○松浦国務大臣 先ほど来の質疑応答を聞いておりまして、また写真を見まして、それは府県なり市町村の関係部からでも手伝いに来るのならまあいいと思ひまして、利害関係のある自動車会社の者が行つて、しかもまだ使えるものを、もういかぬといつて廃品にすれば、それはどうかの自動車を買わなければならぬから、そういう利害関係のある者が登録事務に関係するなんというところは、ゆゆしき問題ですから、私は、そういうところがあるならば、直ちにやめさせるべきだと思ひます。同時に、そういう御質疑がありましてこそ、ことしは二百十二名要求して百五人取つたの

です。わりあいに率はよかつたのですけれども、自動車局におきまして、こういう御質問がある以上は、来年はさらに食ひ下がつて、こういうことのないように、こういう不合理なことがないようにならざるを、また本人もやるだろうと思ひますが、きょうの質問は、その意味において非常に意義があると思ひます。

○田口(誠)委員 大臣の答弁は満足いたします。

そこで、今度は車検のほうですね。車検のほうも、従来は一日に対して二十分か二十五分はかからなければ車検を終了することができなかった。そこで、先ほど申しましたように、昭和二十六年から三十九年までは十四倍にも自動車が増大をしてきているということから、それに反比例をして定員はわずかに八十七名の定員しかふえておらないということから、車検そのものが非常にルーズになつておるといふこと、これは計算をしていただければわかりますが、どこかの陸運事務所に車検の担当の職員が何名おつて、何所かの地域の自動車を検査しなければならぬといふことを、時間的に割つていただければわかりますが、二十分から二十五分はかからなければならぬのが、特に多い大阪とか東京とか、そういう大都市におきましては、三分か四分で終わつておる。三分か四分で車検検査を終わるといふことは、これはどこをつつてみて、どこをたいてみて三分か四分で終わるかといふことは、私ども運輸業者の職員の一人でございますから、それはわかりますが、少しこれは常識はずれですよ。この問題についても定員不足をしておるのです。そういう実情は、本省の東京のほうでは御存じないのですか。

○坪井政府委員 車検の問題につきましては、整備部長がおりますので、整備部長のほうから答弁させます。

○宮田説明員 ただいまのお話でございますが、御承知のとおり、車検場のほうも、検査機械等もいま急速に整備しております。昭和三十八年は検査の施設整備費が一億四千四百万円でございますが、三十九年度特別会計にいたしまして、二

億六千六百万円、四十年、本年はさらに一億ふえまして三億六千八百万円、全国で検査コースも本年は十七コースふやすことにしております。といふようなことでございまして、検査のコース施設が非常にいままで整備ができておりました。そのために非常に混雑していた点がございましたが、先ほど局長から申しましたとおり、増員のほうと見合ひまして、たとえば先ほどお話しございました大阪におきましても、本場検査場を本年移しました。さらに四コース増設いたしますし、和泉支所のほうも二コースふやすことにしております。それで、先ほど三分というお話がございましたけれども、現在やっておりますのは、三分ピッチで検査場に入れるということでありまして、検査箇所は約四カ所でございます。ほぼ十二分からは十五分程度の検査はいたしておるわけでございまして、一コース一日で約百二十両から百三十両はいたしておるわけでございます。

○田口(誠)委員 答弁は答弁と聞いておきますけれども、これは十二分もかかっちゃありません。

このことも、こういう問題を取り上げるときには、実地調査を行なつての私の質問でありますから、答弁は答弁としてこの場は聞いておきますが、実際に検査を終わらないうちに、三分か四分で終わるといふことは、これはどこをつつてみて、どこをたいてみて三分か四分で終わるかといふことは、私ども運輸業者の職員の一人でございますから、それはわかりますが、少しこれは常識はずれですよ。この問題についても定員不足をしておるのです。そういう実情は、本省の東京のほうでは御存じないのですか。

○坪井政府委員 車検の問題につきましては、整備部長がおりますので、整備部長のほうから答弁させます。

○宮田説明員 ただいまのお話でございますが、御承知のとおり、車検場のほうも、検査機械等もいま急速に整備しております。昭和三十八年は検査の施設整備費が一億四千四百万円でございますが、三十九年度特別会計にいたしまして、二

億六千六百万円、四十年、本年はさらに一億ふえまして三億六千八百万円、全国で検査コースも本年は十七コースふやすことにしております。といふようなことでございまして、検査のコース施設が非常にいままで整備ができておりました。そのために非常に混雑していた点がございましたが、先ほど局長から申しましたとおり、増員のほうと見合ひまして、たとえば先ほどお話しございました大阪におきましても、本場検査場を本年移しました。さらに四コース増設いたしますし、和泉支所のほうも二コースふやすことにしております。それで、先ほど三分というお話がございましたけれども、現在やっておりますのは、三分ピッチで検査場に入れるということでありまして、検査箇所は約四カ所でございます。ほぼ十二分からは十五分程度の検査はいたしておるわけでございまして、一コース一日で約百二十両から百三十両はいたしておるわけでございます。

○田口(誠)委員 答弁は答弁と聞いておきますけれども、これは十二分もかかっちゃありません。

このことも、こういう問題を取り上げるときには、実地調査を行なつての私の質問でありますから、答弁は答弁としてこの場は聞いておきますが、実際に検査を終わらないうちに、三分か四分で終わるといふことは、これはどこをつつてみて、どこをたいてみて三分か四分で終わるかといふことは、私ども運輸業者の職員の一人でございますから、それはわかりますが、少しこれは常識はずれですよ。この問題についても定員不足をしておるのです。そういう実情は、本省の東京のほうでは御存じないのですか。

○坪井政府委員 車検の問題につきましては、整備部長がおりますので、整備部長のほうから答弁させます。

○宮田説明員 ただいまのお話でございますが、御承知のとおり、車検場のほうも、検査機械等もいま急速に整備しております。昭和三十八年は検査の施設整備費が一億四千四百万円でございますが、三十九年度特別会計にいたしまして、二

億六千六百万円、四十年、本年はさらに一億ふえまして三億六千八百万円、全国で検査コースも本年は十七コースふやすことにしております。といふようなことでございまして、検査のコース施設が非常にいままで整備ができておりました。そのために非常に混雑していた点がございましたが、先ほど局長から申しましたとおり、増員のほうと見合ひまして、たとえば先ほどお話しございました大阪におきましても、本場検査場を本年移しました。さらに四コース増設いたしますし、和泉支所のほうも二コースふやすことにしております。それで、先ほど三分というお話がございましたけれども、現在やっておりますのは、三分ピッチで検査場に入れるということでありまして、検査箇所は約四カ所でございます。ほぼ十二分からは十五分程度の検査はいたしておるわけでございまして、一コース一日で約百二十両から百三十両はいたしておるわけでございます。

○田口(誠)委員 答弁は答弁と聞いておきますけれども、これは十二分もかかっちゃありません。

このことも、こういう問題を取り上げるときには、実地調査を行なつての私の質問でありますから、答弁は答弁としてこの場は聞いておきますが、実際に検査を終わらないうちに、三分か四分で終わるといふことは、これはどこをつつてみて、どこをたいてみて三分か四分で終わるかといふことは、私ども運輸業者の職員の一人でございますから、それはわかりますが、少しこれは常識はずれですよ。この問題についても定員不足をしておるのです。そういう実情は、本省の東京のほうでは御存じないのですか。

お認めにならうと思ひますが、これも定員の問題に關連があるもので、あえて答弁は求めませんけれども、この点についても十分に配慮をいたしましたかなくてはならない問題であらうと思ひますので、その点について十分配慮していただきたいと思います。

それから次に、そういう事態でございますから、残業があつたり、いろいろ職員の方は私どもの想像以上の労働強化になっておるわけなんです。ところが、この労働強化になっており、また時間外勤務を行ないまして、これもまた予算に縛られておりまして、そうして基準法で認められておるようなものがそのまま支給されておるといふことは、全国を通じてないといふことなんです。あるとするならば全くそれであるわけなんです、そういう点についても、これは配慮をされる努力をいままですされたのか、きょう初めてお聞きになつて、これから努力をしていただくのか、ちよつと経緯を、御答弁の中で承りたいと思ひます。これは労働問題とも關係がございますので、職員の人たちからの強い要請もございまして、明確にしておきたいと思ひます。

○坪井政府委員 業務量が著しく増加しまして車検、登録の手数料も増加するという事態がありますれば、予備費の範囲内でできるだけわれわれとしては運用上善処したい、そう考へております。

○田口(誠)委員 この自動車行政に対しては、一つ一つの問題がたゞいま申しましたような内容を持つておるわけなんです。したがつて、この際、陸運局において自動車の行政を行なう場合には、一番最初に申しましたように、要員不足を充足してはならぬことはなほあります。特に大都市の陸運事務所の要員不足というものは、労働強化といふことと相まって、行政サービスが質的に非常に低下をきておる。これは職員の方がどんなに努力されても、どんなにまじめに働かれても、業務量が多いのだから、満足してもらつてやうな仕事はできないと思ふ。したがつて、この質的な低下

というものは、職員の方の責任ではなくして、当局が今日までこの定員増加の問題を放任しておるというところに原因があると思ふのです。各省の設置法改正を審議する場合に、私どもはいろいろ内容を聞いてみますけれども、たゞいま申しましたように、自動車が十三年間に十四倍にもふくれ上がつておつて、しかも業務量は言語にあらわすことのできないような増加で、そうして職員が非常に努力をされておるわけなんです。それがわずかに定員増を八十七名しか十三年間にしておらないといふことは、現場の意見を聞かれておるのか、現場からそういうことを中央へ反映しておらないのか、その辺のところは問題だらうと思ふのです。役所というところは、現場のほうは相当苦しくて、本省のほうへあまりしつこくそういうような問題を取り上げて要求すると、何だかその管理者が能力がないように思われる。そうしてほんとうにのどから手が出るほど言いたいけれども、中央のほうへはそのまゝのものは反映されておらない。きらいがあると思ふ。私はそれを代弁してのきょうの質問でございまして、先ほど大臣から答弁がございましたように、単なる自動車会社からの応援といふことだけでは、重要な車検の場合にも、二十五分くらいかかるものが数分かかるといふことができないのです。それ以上かかっておつたら、もう仕事を消化していくことができないわけなんです。こういうように、あらゆる部門において定員の不足を来しておるわけなんです。この定員増加につきましては、行政のサービスといふこと、当然これは労働組合等からも要請があると思ふのでございまして、現在のような労働強化は解消してもらわなければならぬと思ひます。おそろく民間の会社でこういうような実態であると、これはこの問題だけで労働組合がストライキを打つ価値のあるものであらうと思ふのです。そういう内容のものでございまして、ひとつ十分に検討をしていただきたいと思います。

先ほど答弁がありましたので、これ以上申し上げる必要もないと思ひますけれども、信太山検査場の場合に、三月三十一日の朝調査に行つたわけです。そうしたら、第二課長さんが一人出てみえまして、あとは三十名近い人たちがそれぞれ原簿の作成やら、いろいろ仕事をやつておりましたけれども、この人たちは職員でない人が相当にあつたわけなんです。これはまだなまなましい調査の内容でございまして、ここまで申し上げれば、今後の自動車行政に対してどうしなければならぬといふことは、賢明な大臣をはじめ、関係の局長さん、課長さん等は、おそろく十分におわかりであらうと思ひますので、時間の關係上これ以上こまかいことについての質問は続けたくないので、この辺で終わりたいと思ひますが、十分にたゞいま申しましたことを頭に置いて、ひとつこの行政に対して十分な努力をしていただくことをお願いを申し上げたいと思ひます。

それから、国鉄の営業局長さん来てみえますね。——国鉄の合理化に反対するといふことから、全交運——全国交通運輸関係の労働組合の協議会が主催で、明日総決起大会を九段の会館で行なうわけなんです。これはどういふことかと申しますれば、今日国鉄で計画をされておる、また運輸省のほうでもそれを認められておる貨物駅の集約の問題です。この貨物駅の集約の問題については、集約された場合に、現在これに従事しておる従業員がどうなるかといふことで、国鉄の職員も七千名くらい關係をしておりますし、それから通運業者の労働者も一万数千名が従事しておるわけでありまして、こういう人たちが将来の問題に対して非常に危惧しておるわけでございます。この点につきましては、私はちよつと数字を忘れましたが、現在は貨物駅というのは二千七百ありましたが、その貨物の取り扱いを基地化して百六十に集約する、こういう案でありますから、そうなりますと、結局国鉄の職員、それから通運業者の従業員、それから全通の通送關係に従事しておるこれらの従業員が、非常に心配をしておるわけです。したがつて、私はその点についてお聞きをい

たしたいと思ひますのは、まず第一に、こういう問題をどうしてお考えになつたか。もちろんこれは合理化、赤字解消といふことから出てきておると思ひますけれども、あまり思い切つたやり方ではないので、ひとつその点を御説明をいただいて、それに基づいてなお質問を具體的にしていきたいと思います。

○今村説明員 たゞいまお話のございました問題は、小口輸送の改善の問題であらうかと存じます。が、小口の現在の輸送方法は、先生も御承知のとおり、国鉄で直接扱つております。一般の小口と、それから通運業者がこれを取りまゝとて国鉄に車扱いでやりまゝする混載車扱いの両方があるわけでございますが、一般の小口扱いは、非常に不経済、非効率な輸送方法になっておるわけでございます。したがつて、この輸送方法をもつと合理的な輸送体系をしくことによりまして輸送の近代化をはかりたい。先ほど合理化といふお話がございましたが、もちろんその要素もないとは申しませんが、それより以上に、私どももいたしましては、流通問題がこれほどやましくなつた現在におきまして、流通の円滑化と流通経費の低減といふことに重きを置いて、もつと近代化された輸送をやりたいといふのが、根本の趣旨でございます。

お話しのように、現在二千七百程度の駅で小口を扱つておりますが、これを百六十の基地に集約するといふお話でございましたが、これはいわゆる集約ではございませぬので、輸送各駅ではそのまま受託はいたしません。だから、扱いはいたしませんけれども、そこで貨車への積み込みあるいは取りおろしをしないといふだけで、これを基地に持つてきて、基地で取り扱いなり、貨車への積み込みなり取りおろしをするといふことでございまして。したがつて、荷主さんの立場からすればいままでと同じでございます。その点において非常に不便をかけるといふことはあり得ないと思ひます。

今度の輸送改善のもう一つのねらいといひます

か、方法といたしましては、鉄道の機能と自動車
の機能を結合するという事で、いわば大集配制
をとることによって、その両者の機能を結合して
流通の円滑化に資したいということが、われわれ
のねらいでございます。もちろんそういうことで
ございますので、いまの先生のお話のように、合
理化という問題だけでなく、そういう流
通の問題から私ども合理的な輸送体系をし
きたいということでございます。

○田口(誠)委員 そこで、そういう計画を机上で
立てられておりますが、実際にそれを行なう場
合に、荷主さんはいままで取り扱っておる駅に
持っていく。これはいわゆる基地という表現をし
ておりますが、基地という駅まで持っていくか
れば積めない。そうしますと、従来でありますと、
運送屋なり駅に持ってきてまして、そしてすぐ駅で
積み込む。そういうことになりまして、非常に
早く貨物が行きましたし、そして荷物というの
は、一回なれば一回取り扱うだけで悪くなる、
こういう点からいいますと、事実こういう大
な混雑化というものが可能であるかどうかとい
う点について、私は非常に危惧しておるわけなん
です。したがって、これから一つ一つ答弁をいた
だきたいと思っておりますが、そうした方法をと
る場合には、これは言うまでもなく国民大衆にと
ってはきわめて不便を与えるという事は、明らか
でございます。特に手荷物の場合には、昔は手荷
物一個は無料で、いわゆるチャッキで預けて、そ
して着駅に行く、すぐその荷物を受けて取って自
分の目的地に行くことができた。ところが、昭和
十一年からでしたか、無料ということではなし
に、百三十五円ですか金をもちろという事とな
りました。そういう金は取られても、旅行する者
としては、とにかく荷物があつては不愉快なんです。
手軽で旅行を楽しみたいというのが、だれしも考
えることであります。そういうときに大きな荷
物があつた場合は、これはチャッキで預ける。そ
して着駅に着きますと、その荷物を受けて取って目
的の地に行く、こういうことになっておりましたか

ども、今度これも廃止になるわけです。そうなり
ますと、国民大衆に対してのサービスということ
については、非常に低下するのではないかと。特に
国鉄輸送の場合は、公共性を持つ度合いも非常に
多いし、そして国民からも国鉄輸送に對しまして
は非常に好意的に今日まで協力されてきておるわ
けなんです。ただいま計画されておるようなこと
が今年の十月一日から実施されるということに
なりますと、そうした大衆の不便というようにな
る。この点については、どういふような解釈をされ
たか、この点をまず承りたいと思ひます。

○今村説明員 今度の小口改善の問題と手荷物輸
送の問題とは、全然関係がございませぬので、手
荷物輸送の問題は、そのまま現在と変わらな
い。残るわけでありませぬ。

○田口(誠)委員 そこで、あとから私は申し上げ
ようと思ひましたけれども、ちょっと中途にはさ
みますが、本法案の中に、臨時鉄道法調査会
の廃止、これに伴う関係規定の整備を行なうこと
と、この二つが出ておるわけです。この臨時鉄道法
調査会の仕事は、国鉄業務全般に對して、事故防
止も一切含んで、そうした問題を検討してもら
う義務づけの調査会であつたわけなんです。ところが、
これはいつ、だれが、どういふ言い方をしたのか
という事は私はわかりませぬけれども、国鉄の
ほうから横やりが入つてきて、鉄道営業法を主
に検討をして結論を出してもらいたいという要請が
ありましたので、それでこの調査会というものは、
その方面へ検討の重点を置きまして、去る三月三
十一日に答申案が出てきておるわけです。この答
申案の内容といたしまして、これは鉄道営業法を改
正する内容のものであるから、いま直ちにその
集約、それから混雑化ということと、そしてた
いまの手荷物の将来廃止になるということとは
現時点においては、いまお話しになりましたやうな
ことが事実でございませぬけれども、この鉄道
営業法を改正する場合には、いま私が指摘を申し
ましたやうなことになるわけなんです。だから、
国鉄の合理化案というものは、ただ一つだけなし

に、全般にわたつて検討をされ、それぞれ作業を
進められておるのであるから、私は、いますぐ手
小荷物がなくなるのだ、これが小口混雑のほうに
移行するのだということになしに、鉄道営業法の
改正によってそうしたことがなされることになり
ますから、そういうことを私の胸の中では考え
ての質問であるわけなんです。この点につきまし
ては、相当国民大衆から反駁が出来ると思つた
わけなんです。その点をどういふように受け取
つて、その考え方をもちになつておられるかど
うか、このことをお伺ひをいたしたい。

○今村説明員 法制調査会におきまして手荷物の
問題は、これは運輸省の所管でございまして、運
輸省から答えていただいたほうがいいかと思ひ
ますが、私どもの考え方を述べれば、現在はジ
ーゼ化、電車化したしまして、荷物が非常に少
なくなつたといふことで、同時輸送の原則が守
れなくなつた。そこで守れなくなつたものを規定
の中に置くよりも、それをやめていただきたい
といふことだけでございまして、輸送方法はと
にかく、荷物列車もありまして、それから少な
くなつたといふことで、客車で列車に荷物を載
せるものがある。その可能な範囲におきまして、
できるだけ現行の体制を維持していこうといふ
ことと、手荷物が全部小口のほうへ入るとい
うことは考えておりませぬ。

○田口(誠)委員 これは確認しておきますが、
鉄道営業法を改正される場合には、現在ある
チャッキといふのは継続するといふお考え
方なんです。○田口(誠)委員 料金
の關係は検討されるのです。○今村説明員
そのとおりでございませぬ。○田口(誠)委員
料金の關係は検討されるのです。○今村説明員
もちろん料金の關係は、適正なる
料金になるように検討いたします。

○田口(誠)委員 そこで私は時間節約して、こ
まかいことは申し上げませんが、今度の貨物の取
り扱い駅を二千七百からあるものを百六十に基
地を置いて、そこから發送されるということにな
りますと、これはいろいろな面について大衆には

不便がかさむわけなんです。先ほど申しました
やうに、荷物を一回取り扱えば取り扱うだけ荷
物は悪くなる。料金が高くなる。それから送
つてもらえない。こういうやうな、国民大衆から言
へば、この点には相当国鉄當局としても、運輸
省としても配慮をして最終決定をしてもらわな
ければならぬ内容のものだと思つたわけなんです。
はもう固定してしまつて、どうももう動かす
ことができないものか、その点どういふもので
すか。

○松浦國務大臣 小口貨物の問題につきま
しては、運輸省は方針については聞いております
が、方向としては承れております。ただ細部に
對して十分の検討はついております。ただ御指
摘のあす大会をおやりになるとか、七千名も失
業するとかいふやうな問題については、これを
やるならば完全に配置転換をやつて、そして有
利に労働の改善をしていくといふことでなければ
ならぬといふことは打つてあります。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

○田口(誠)委員 大臣だから大体大まかなこと
を頭の中に入れておいてになりますけれども、こ
れはこの問題が完全に実施されるということに
なりますと、国鉄の七千名、それから通運業者
のこの方面に従事しておる一万数千名といふ
ものは、適正な配置転換と言つてみても、これは
むずかしいわけなんです。これは局長のほう
がよく御存じですが、これからこの問題の取
り扱いについて、どういふ取り扱い方を
するかといふ現在までの進んでおる経過から、
一応のままとりかたをたてておる。話を聞
いてみますれば、別に通運業者が協会とい
ふものをつくつてそれが運営をするといふこと
になりますので、現在通運業者にとつておる
人たちは、そこでは仕事はなくなるから、で
きるだけ協会のほうへ配置転換をしなければ
ならぬ。これは全然会社は別のものになる。そ
うして国鉄にとつておる人も、その方面に配
置転換をしなければならぬ。これは国鉄とは全
然関係のないところなんです。だから、その
適正な配置転換といふことは、これは非常に
むずかしいわけなんです。

す。事実できないわけなんです。そういうことであるから、全国から東京に集まって明日大会を行なう、こういうことになっておるのでございますから、この点は今完全固定されてしまっておるという現在の状態ではないと思ひます。おおよそ方向というものはきまつておると思ひますが、いま申しましたようなそこに従事しておる者の配置転換の問題、それから料金が高くなる、荷主は不便になる、それから荷物はおくれる、いろいろこういう問題があります、そういう問題は何とか解決してもらわなければ、ただ近代的な輸送方式、すなわち合理化——合理化ということには独立採算制というものがついて回つておるのですが、独立採算制ということだけを頭に置いてこうした公共性を持つておる問題を処理される場合には、十分に大衆の意見を聞いてもらわなくちゃならない。大衆の意見を聞く一つの方途としては、これは審議会を設けて、審議会で検討するという方法もありますけれども、先ほど申しましたように、審議会の発足するときは、国鉄全般の問題について検討するというのは、これは国鉄営業法の改正にしばつて検討されたという一つの圧力もいつておりますし、そういうことでございしますから、この問題はこれ以上いろいろ質問をしてまた回答を求めましても、今日の段階では無理だろうと思ひます。それでほんとうなら、きょう今度の運輸省設置法の問題については、この質問はまだやることは早いのではないかと、この質問も考えましても、実際にそこにとつておるところの国鉄労働組合の従業員や通運業に従事しておる従業員、またそれに関連を持つておるところの全通の郵送関係の従業員、こうした人たちが真剣になつて、この際やはり大会を持つて、そうしてこの内容をもう少し緩和してもらわなければならぬのだ。こういう考え方で反対の総決起大会を行なわれるのでございしますから、国鉄は国鉄として、国鉄の独立採算制をどう持つていくかということにおいて、その意味でいろいろ計画を立てられることは、それはやむを得ないと思ひます。

いますけれども、やはり大衆が一番たよりにしておるところの、また今日まで親しまれてきた国鉄が、大衆と遊離するような方向を打ち出している、これは問題があると思ひます。また完全に固定はされておらないと思ひますので、ただいま申しましたような点を、十分に今後の談合の中で検討をしていただいて、そうしていま隘路とされておるところをどれだけか解消するようにしていかなければ、現在私どもの聞いておる範囲内のものがずばり実施をされるということになりますと、これは問題であると思ひます。そういう点について、十分ひとつ御検討をいただきたい。ただ独立採算制ということだけを頭に入れるのでなくて、全般的な輸送業務ということから、この問題に取り組んでいただきたいと思ひますので、その点についても、最後に一言御答弁をいただきたいと思ひます。

○今村説明員 お話のように、国鉄は国鉄だけの立場でなくて、全面的な、むしろ国民の皆さんの立場を考へて輸送改善にあたるといふことは、もう当然でございします。労働条件の問題におきましては、国鉄の職員は大部分は国鉄内部での配置転換でやりたいと思ひますし、口通の——口通と申しますか、通運業者の関係は、これはむしろいままでよりも普通の小口がふえるということによつて、それほど大きな変動はないんじゃないかと思ひますが、そういういろいろな問題につきましても、今後関係の機関はもとより十分打ち合わせをいたしますし、それから運輸省の御指導をいただきますして、万全を期してまいりたい、かように思ひます。

○田口(誠)委員 そういう点につきましては、国民を代表するものといつてもなかなかむずかしいと思ひますので、直接利害関係を持つておる労働組合等が、この問題も研究をして、いろいろと今後意思表示をするだろうと思ひますので、それには十分に話し合いの相手になつていただいて、御検討をお願いしたいと思います。

の内容を見ますと、これはこのままではいけません。何とかこれをもう少しかつこうづけなければならぬというので、いま取り上げて、政審の中でこの問題だけの特別対策委員会というふうなものを設置するという機運になつておりますし、大会は明日持たれますし、非常にそうした動きといふものは活発になると思ひますので、ただいま局長からお話のありました、十分にその他の方面の意見を聞いて行ないたいという点は了承いたしますので、その線ですつとやつていただきます。運輸大臣としても、こうした問題がいま問題になつておるのです。局長の答弁からいいますと、配置転換という問題はあまり問題にならないような答弁ですけれども、実際の時点になりますと、そういうわけにいきませんので、大臣のほうでもこの問題については重要視して示唆を与え、また検討をそれぞれの担当局長のほうにお示しをいただきたいと思ひます。

○松浦国務大臣 御意見のある点十分にしんしゃういたしまして、スムーズにこの問題の片づくように努力したいと思ひます。

○田口(誠)委員 それでは、この問題につきましては終わりました、次に気象庁のほうにひとつ質問をいたしたいと思ひます。

これは私が全国を調査したり、あるいは十分に勉強をしての質問ではございませんが、たまたま昨年、九州のほうへ国政調査に行きましたときに、気象関係の問題について要望がございましたので、その要望の内容は十分に把握されておるか、おらないかという点をお聞きをいたしまして、配慮したいと思ひます。

それで問題をしばつて重点的に申し上げますが、気象庁の中で、レーダーですね、このレーダーがどうかと申しますと、レーダーを備へつけただけでありまして、御承知のとおり、九州は台風銀座といわれておるくらいでございしますので、たまたま台風の来たようなときに、そういう故障を防ぐところのおおいというものがないため

に、一番住民が聞きたいというときに機械を休ませなければならぬということもあり得るわけなんです。ございまして、どうして今日までそうした問題が放任されておるのか、ちょっと疑問なんです、その点についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○伊東説明員 ただいま気象庁で使用しております気象レーダーにつきましては、御質問でございしますが、気象レーダーは、御承知のとおり、一、二年ほど前から設置されたものでございします。現在気象庁が持つておりますレーダーは、この三月十日に運用を開始いたしました富士山頂レーダーが第十二番目でございまして、大体一年に一基の割りくらいで全国に気象レーダーのネットワークを張つてきたわけでございします。何ぶんにも十二年という長い期間におきまして、またレーダー技術の進歩もその間に著しくございしたので、最初のころに施設いたしましたレーダーにつきましては、最近設置いたしましたものに比べまして、性能等において相当劣るものもあるわけでございします。ただいまおっしゃいました九州にございしますレーダー等は、初期のものでございまして、これにつきましては、おっしゃつたとおり、レーダーレーダーのパラボラアンテナが回るまわりにつけてございしますおおいというものが、ついてはおりません。当時はまだそういう考え方になつたような時代でございまして、私どももいたしましては、レーダーネットワークがまだ完全に全国的に展開し終つたとは、ちょっと考え得ない状況ではございしますけれども、この初期のものにつきましては、しかるべく補修修正を行なう必要があるといふことは感じておるような次第でございします。昨年の十四号、二十号台風の際に、おっしゃいましたように、強風下におきましてパラボラアンテナが十分に回らねて、たまたまその風の方向に流して台風の眼がとらえ得たというふうな件もございしますけれども、おっしゃいましたように、レードームをつけることが、今後の方向といたしまして、私どもとして努力していかなければならな

い方向だと思っております。ような次第であります。

○田口(誠)委員 そういふお考え方であるけれども、今日までなされておらぬ。予算要求のときにけられたかどうかそれはわかりませんけれども、自衛隊のレーダーの場合にレードームを設置しておるのがどの程度あるかということがここに出ておりますが、十四基のレーダーの中で二基だけレードームがついておらないということ、あとは全部ついておるわけなんです。ところが、たつた三基しかないのに、いまだについておらぬということ、ちょっと私どもとしては怠慢に考えます。し、自衛隊のほうだけは政府が力を入れて、必要な気象台の關係にはあまり力を入れておらないということもうかがわれるので、どうして今日まで放任しておかなければならぬむずかしさがあつたかということをお聞きをしたいと思います。これは、日本にあるそれぞれのレーダーにレードームがついておらないということなら、私はまだまだわかると思ひますけれども、自衛隊の場合には、十四基もレーダーがあつて、もうそのうちで十二基レードームがついておるのです。あと二基だけです。あなたのほうは、三基あるのが一つもついてない。だから、これはちょっとおかしいじやないですか。

○伊東説明員 防衛庁のほうはともかくといたしまして、気象庁におきます現在動いておりますレーダーは、十二基でございます。十二基のうち三基だけがついてないわけでございます。しかもこれはごく初期のものだけでございます。あとは、最近設置いたしておりますものは、続いて開設いたされたところの福井の東海坊レーダー、さらに四十年年度において設置予定の松江の三坂山レーダー、これらすべてレードームがつくられるということになっております。それで私どもといたしましては、初期につくりましたものにつきましまして整備方をいま検討いたしておるわけでございます。もちろんこの初期のものにつきましましては、最近設置いたしましたものと違ひまして、

性能的にも相当おくれをとっているようなものもございまして、その面もあわせて整備いたしていきたいというふうな考えで、目下計画を練つている最中でございます。

○田口(誠)委員 私のいま質問いたしておりますのは、一番初めに断りましたように、九州へ国政調査に行ったときの問題でございますから、これは福岡管区気象台の關係を目標に質問いたしておるわけなんです。先ほども申しましたように、台風の銀座といわれておるところについておらないということが、これはおかしいのではないかと、非常に風圧が強くて、いままでも故障を起す場合があつた。そうすると、そういう台風なんかの場合には、気象台からのいろいろの情報というふうなものは大衆は非常に当てにしているわけなんです、そういうときにそのレーダーの作用が行なわれぬということになったら、これは何にもならないということになります。一番必要なときに作用のできないようなことではこれはいけませんので、それは今年、いままら流用してでもできませんか。

○伊東説明員 この關係につきましましては、相當の資金を要しますので、流用できるといふようなものではないように思ふわけでございますが、これにつきましては、四十一年度以降の予算等において計画を進めてみたいというふうな考え方を一応持つてゐる次第でございます。

○田口(誠)委員 一つの計画がありますれば、いままらといつてもそれは無理でございます。うが、私は、少なくとも台風の銀座といわれるくらい台風の多いところのレーダーにおおいがついておらないということは、これはやはり行政をするあなた方が目を配つて、そして手を尽くしてやっていただかなくてはならないと思ひますので、そういう点について質問を申し上げたのでございまして、これはひとつ三基とも福岡の場合はつけていたでくようにしなければ、私は、一番重要なところですから、その点をお願いしておきたいと思ひ

ます。気象台の關係は、週刊朝日の一月一日増大号にも「喜びも悲しみも日本列島の最前線」という見出しで出ておりますが、これはお読みになればわかりますし、富士山頂にはあつたものでかしてあるのですが、これも必要でございませうけれども、ただいま質問申しましたことは、私どもが調査をして、これではいかぬ、これは早く何とかしてやらなくてはならないと考えたから、きょうの質問で強い要望を申し上げたわけでございますので、その点を十分に心にためておいていただいて、来年度の予算要求のときには、完全におおいを付けていただくようお願いをいたしたいと思ひます。

それでは次に、航空關係について申し上げたいと思ひます。

これは、自動車關係の陸運事務所の關係で先ほど来質問をいたしまして、非常に自動車があつたのにもかかわらず定員がふえない。したがつて、業務量がふえておりましたも定員がふえないために、非常に粗雑な手を抜いた行政がなされておるといふ点を指摘して、運輸大臣のほうでもその点は了解をされて、今後努力するといふ約束をいただいたわけなんです。航空關係のほうも、私はそれと同じようなことが言えると思ふわけなんです。御承知のとおり、航空關係のダイヤは年々非常にふえてまいりましたし、飛行場も新設され、また今年度の予算等でもなされておりますが、定員が非常に不足をいたしております。それがために十分なる行政が行なわれておらないといふことなんです。それで、まず一つの例を申し上げたいと思ひますが、これは定員だけではございせんけれども、おそらく運輸委員會のほうで質問があつたと思ひますが、日にち忘れましてけれども、先般河和から浜松の辺に全日空機が来るときに行くえ不明になつたという問題につきましましては、問題として取り上げられたのは、ティープレコーダーをとめておつたのではないかと、こういう質問がありまして、当局のほうとしては「どうでしたかね、そこをどう答へて

ください。私は速記録を読んだだけでわかりませんが……」

○町田説明員 とめておつたと申しますよりも、ティープレコーダーの運用を中止しておつたということでございます。要するに、制度的にその時間は運用していなかつた、こういうことだつたと思ひます。

○田口(誠)委員 それで、このティープレコーダーというのは、私は安全性を保つためには非常に大切だと思ふのですが、それをとめておつたということ、これはときどきとめるのですか。

○町田説明員 夜間非常にトラフィックが少ないときには、いままではとめることになっておりました。

○田口(誠)委員 夜間といひましてもいろいろあります。何時から何時までくらいとめていたのですか。

○町田説明員 ちょっと私時間的にはつきり記憶ございませんので、後ほど調べましてお答えいたします。

○田口(誠)委員 私の調べた範囲内では、十二時から午前七時まではティープレコーダーは使用しておらない、こういうことなんです。だから、あの運輸委員會での答弁では、そうしたすつきりした答弁ではなかつたわけなんです。何か故障しておつたかどうとかどうかでこの問題が処理されたら、それからいろいろ調べてみたら、夜の十二時から七時まで使用しておらない、こういうことなんです。あつた事故がありましてから、この問題についてどういふふうな手配されたのか。まだされておらないとすれば、今後どういふようにされるのか、承つておきたいと思ふので

○町田説明員 いまのティープレコーダーの件につきましましては、二十四時まで運用をいたすことにいたしました。それからそのほか救難体制につきましても、当時体制そのものはできておりましたけれども、救難体制の組織的な申し合わせが十分でございせんのでした。その点につきま

て、関係官庁と組織体制を確立いたしました。

○田口(誠)委員 最近非常にダイヤもふえましたし、空港も次から次へと増設していつておるわけなんです、一つの例を引いてみますと、松本空港の場合は、これはだれがそろばんをはじいてみても赤字路線であるということがはっきりしておるために、この路線免許を申請する航空会社がないうこととございますが、これは事実でございますか。

○町田説明員 現在のところ、まだ申請はいたしておりません。

○田口(誠)委員 その申請のないということは、赤字路線で採算が合わないということで、どの航空会社も申請を出しておらないのであります。これは路面自動車の路線獲得の場合なんかは、そのときは採算が合わないとも、とにかく自分に路線を獲得しなくてはならぬというので、もう競争で獲得するわけなんです。ところが、この空港の場合はそれがいいというところは、これは非常にこの赤字路線というものがわかり切ったものであつて、どの航空会社も手を出さないということなんです。こういうところまで——ここだけではない、もう幾つ空港の新設、増設というものが出ておるわけなんです、こういう点をどういうふうにとらえておになりますか。こういう問題があれば、将来の問題としてどういうようにされるか、承っておきたいと思つてます。これは法案にちよつと関連をしておりますので……。

○町田説明員 地方空港につきましては、実は現在では大体内にほとんど完成と申します、着手いたしておりますので、これからは新設空港はできるだけ少なくいたしまして、いままでにつくりました既設空港を拡張するなり現在の空港の事情に適したものに改良していく、こういう方針で今後やっていきたいというふうに考えております。

○田口(誠)委員 職員の定員不足の関係は、御認識になっておらないかどうかということを承りたいのです。

○町田説明員 必ずしも十分な定員であるとは思っておりません。

○田口(誠)委員 それは必ずしもくわいではない、非常に定員不足です。超過勤務の時間を調べてみますと、多い人は月に百時間、それから五、六十時間の勤務をするというところは、相当多々あるわけなんです。しかも超過勤務は、実際に基準法で示された超過手当そのまま支給できないという予算措置になっておるのですが、こういう点はどういうふう把握されておる、またどうされようとしておるのか。

○町田説明員 ただいま御指摘のありました超過勤務手当につきましては、実際に勤務した時間に相当するだけの原資がないという実情もございまして、本年度の予算では、大臣以下非常に御努力いただきました、千六百万円の超過手当の増額をしていただいたような次第でございます。

○田口(誠)委員 先ほどの赤字のために路線免許の申請のないという松本空港も、できれば定員を配置しておかなくちゃなりませんからね。これは七、八名くらいは配置すると思うのですが、こういうむだなこともある。だから、こういう点は十分に検討をされてやらなければならぬのではないかと、私はこういう考えを持っております。この点については遺憾のないようにしていただきたいと思つてます。

それから空港に消防車がありますね。消防車はありますけれども、消防車があるというだけで、その消防車についておる定員というのは一人もないうところがあるわけなんです、これは何のために置いてあるのですか。用をなさなぬかということなんです。

○町田説明員 空港の消防車につきましては、東京と大阪につきましてはほとんど十分な定員がございまして、その他のローカル空港につきましては、消防車に対する定員という形といたしましてはついておりません。それで、私どもも例年この消防車に対する定員を要求いたしておりますが、残念ながらついておりませんので、そのの

職員の中で実際にできるように訓練いたしましたし、緊急の場合にはその職員をもって消防の業務に当たらせるといふように考えております。

○河本委員長 田口君、結論をお急ぎ願います。

○田口(誠)委員 結論といつても、これはまたやらしていただければいいかぬのです。途中なんだから……まあ時間からいって、やはりきょうは無理ですね。

○河本委員長 それじゃやれるだけやってください。

○田口(誠)委員 この問題にちよつと入っただけです。それはいまの消防車を配置して……(法案に「関係があるのか」と呼ぶ者あり)これはあるのです。ないのはちよつともやっております。全然ないということとは、これは全くおかしいですよ。だから、その他の人を訓練させて——その人を事実訓練させておるのかさせておらないのか、ぼくらは確認しておらぬし、わからぬですが、その他に業務を持っておる者は、そういう場合にすぐかけつけてその箇に当たれるかどうかということ、常識で考えてみてわかるのです。それで、こういうむだというかと、とにかく定員不足のためにそうした問題がいま問題化しておりますので、消防車を備えつければ、それにはやはり定員を置くべきである、こういうことを私は考えておりますので、その点はしっかりとやらせてもらわなくてはならないと思つてます。

それから第一種、第二種の空港の場合以外に、第三種の空港の場合の安全性、いわゆる管理の関係が、非常にずさんになっておるわけなんです。その点はおわかりだろうと思つてますが、現在どの程度になっておるかということをお示しをいたしたいと思つてます。数字的に言えなければ、これはきょうの問題になりませんので、やむを得ませんが、ひとつ数字をお示しいただけば、具体的にこういう空港についてはこの程度必要だということを私のほうから申し上げたいと思つてます。

○町田説明員 管理の定員の問題だと存じますが、けれども、必ずしも安全性の面でそれほど欠けているとは存じておりません。

○田口(誠)委員 安全性の問題で欠けておらないと言われますけれども、いまのあなたのほうの機構を見ていただければわかりますが、機構の面が、調査も管制も三つほど含めて一つの課になっておるのです。だから、事故の起きたときは、一人の人がこちらをやらなくちゃいかぬ、さあ場合によつてはこちらをやらなくちゃいかぬ、こういうようなことでは、その安全性を保つというようなことは、なかなか考えられないわけなんです。これは実際現地へ行つてごらんになっておるか、机上プランであるのか、その辺のところを承つておかなくては、管制官を置かずに、管制も調査もまたその他も一緒に課を新設しておつて、そして適宜適切にということになれば、これはまだまだですけれども、そのように人的操作がでないというのが、いまの現状であるわけなんです。こういうような管理のしかた、管制のしかたでは、私は全く困ると思つておるわけなんです、ちよつと日航機のあの事故のあったときに、テブレューダーが回つておれば、大きな爆発がする場合にはおそらくテブレューダーにそれが入つただろうし、いろいろそういうことがわかるだろうと思つておるけれども、先ほどの答弁には十分なかつたけれども、私のほうからお示した午後の十二時から朝の七時までは全然使用しておらぬ、これが事実なんです。それを言うとき非常にしかられるから、一般の運輸委員会では、そのときは故障しておつたとかどうとかで、よくよくに答弁を切り抜けられまして、これはそれはそんなものじゃないですよ、事實はそういうことなんです。だから、そういうその答弁をしてもらうということではなく、こういう事故のときの問題を取り上げて質問する場合には、やはり正しい答弁をしてくれる、そして、そうしてわれわれとしても協力するところは協力するようにしなければならぬのですが、いまの管制官が別につくられておらぬということ

は、何か意味があるのですか。これも定員に縛られていてということなんです。

○町田説明員 ただいまの御質問でございすが、ローカル空港の一部につきまして管制官の配置の人数が足りないということだろうと思ひますが、その点につきましては、確かに御指摘のとおりでございまして、定員自体も若干不足しておりますし、また管制官の養成の順序もおくれておりますので、そういう点についてまだ不足している部署がございまして、それにつきましては、養成をできるだけすみやかにすると同時に、なお来年度も定員の増加に努力いたしたいというふうに考えております。

○田口(誠)委員 時間もありませんので、もうこれでやめますが、こまかいことを突っ込んでお聞きすれば十分に把握していただけるだろうと思ひますが、いずれにしても定員が足りないから、十分なる安全性を管理することができないということなんです。それと、もう向こう先見ずに空港をつくってみても、採算が合わないということから、どの航空会社もいまだに手を出さない。手を出さないけれども、空港ができておれば、定員はどれだけ配置しておかなければならぬ、こういうむだをやらなければいかぬので、そういう総合的なことをもう少し真剣に考へて、この航空行政を行なつてもらわなくてはならないと思ひます。いつかの時期にあなたのほうのその方面に通じた方に事務所のほうへ来ていただければ、私は、具体的に私がいま質問したい、申し上げたいということを申し上げますので、その点をひとつ約束してもらいたいと思ひます。大臣、航空関係もこのとおりなんです、定員不足で。どうですか、一言最後に。

○松浦國務大臣 昨年の予算編成の前に、運輸省関係の労組の委員長の人々に約半日いろいろ注文をつけられました、その結果、閣議では欠員不補充というようにおっしゃるということで、閣議でそういうことを言わねことになつてゐるのですが、

閣議で発言をいたしまして、欠員不補充ではなくて、臨時雇いを本雇いに直せという問題から、国鉄をはじめといたしまして、運輸省各般の問題についてできるだけがんばつたわけなんです。ところが、そのことを言い出したところが、赤城さんも言う。閣議でみながやがや言い出したものだから、それじゃ今年は最小限度認めようということ、いつもよりも多く取つたわけです。その前に、羽田の管制の事務をとつてるところ、七階ですか、あの一番上から下まで見せてもらひました。それでいろいろ従業員の話を聞いたのです。今度新しい機械ができて非常によくなったが、その前には少し狂つてゐるので、足でたいて接触をしたような時代もあったという苦心談を聞きまして、これはあぶないことです。せめて管制官だけは最小限度充足しなければ、飛行機の衝突の問題になりますから、それでこれだけは十分やらなければいかぬというので、それだけは努力いたしました。したが、運輸省全般について考えますと、どの面もいまおっしゃるやうに人員は不足いたしております。これを国民の安全保障のために定員をできるだけふやしまして、安全輸送ができるやうにしたいと思ひます。

○田口(誠)委員 これで質問を終わります。

○河本委員長 次会は、明九日、金曜日、午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十一分散会